

## 習志野市 LINE 公式アカウント管理運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、習志野市（以下「市」という。）が開設する LINE 公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）の管理及び運用に関し、基本的な事項を定める。

### (公式アカウントの目的)

第2条 公式アカウントは、LINE を入口として様々なサービスを展開していくことにより、友だち登録した方の利便性を高め、市とのコミュニケーションを活発化し、市への信頼感を醸成することを目的とする。

### (公式アカウントの管理)

第3条 公式アカウントの管理は、情報政策主管課長が行う。

2 公式アカウントのアカウント名は「習志野市」とし、アカウント ID は「@narashino.city」とする。

### (サービスの内容)

第4条 市が公式アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 市からのお知らせ等のメッセージ配信
- (2) 市ホームページ及び関連サイトへのリンク
- (3) その他市長が適当と認めるもの

### (メッセージ配信の区分及び内容)

第5条 公式アカウントにおいては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する内容のメッセージを配信する。

- (1) 友だち全員への配信（以下「全員配信」という。） 次に掲げる情報
  - ア 災害等緊急を要する情報
  - イ 広く市民生活に影響を及ぼす情報
  - ウ 市民の安全・安心に関わる情報
  - エ 広報習志野の発行に関する情報
  - オ その他友だち全員に周知する必要性が高い情報として情報政策主管課長が認めるもの
- (2) 友だちのうち受信設定した属性（居住地域、性別、生年月日及び配信を希望する分野をいう。）に基づく一部の者への配信（以下「セグメント配信」という。） 当該友だちの属性に關係する情報

### (メッセージ配信の手続)

第6条 全員配信は、情報政策主管課が行うものとする。ただし、緊急時等においては、情報を提供する所管課等の所属長の判断により配信をすることができる。

2 セグメント配信は、情報の所管課等の所属長の判断により行うものとする。

(メッセージ配信の留意事項)

第7条 メッセージ配信に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 友だちに誤解を与えないよう、事実を正確にわかりやすく配信すること。
- (2) 信頼性が確保できない情報は配信しないこと。
- (3) 個別に他のアカウントへの送信は行わないこと。
- (4) 友だちからの公式アカウントに対する投稿への返信を行わないこと。
- (4) 担当部署名又は問合せ先を記載すること。
- (5) 早朝及び夜間における配信は行わないこと。ただし、災害等緊急を要する情報の配信についてはこの限りでない。
- (6) 適時性を損なわないように努めること。

(セキュリティの保護)

第8条 公式アカウントへの不正アクセス、パスワードの漏洩等公式アカウントの管理及び運用を脅かす状況又はその発生のおそれが確認された場合は、情報政策主管課長は、直ちに公式アカウントの停止等必要な措置をとらなければならない。

(個人情報)

第9条 市が公式アカウントを通じて個人情報を収集する場合は、友だち本人の意思によって提供された情報のみとする。

(免責事項)

第10条 市は、配信及び掲載する内容の正確性について万全を期するが、情報の正確性、完全性、有用性などを完全に保証するものではない。

- 2 市は、公式アカウントの配信及び掲載した内容を利用または信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないものとする。
- 3 市は、利用者間又は利用者と第三者との間のトラブル又はその損害について、一切責任を負わないものとする。
- 4 前3項のほか、市は公式アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 市は、予告なく運用方針の変更や運用方針の見直し又は運用を中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。